

平成28年1月27日
法務省入国管理局
厚生労働省職業安定局

「農業における外国人労働者の受入れについて」に係る国家戦略特区ワーキンググループからの指摘・確認事項について（回答）

標記について、下記のとおり回答します。

記

前回の国家戦略特区ワーキンググループ開催後、直ちに農林水産省に対して同省が想定する受入れスキームの詳細（受入れ対象者、選抜基準、滞在期間、受入れ機関、「農作業」の具体的範囲等）について見解を求めたが、現時点において同省から回答は得られておらず、具体的制度を検討できる段階にはない。今後、同省から回答が得られたとしても、制度の検討には相当の期間を要することから、今国会において制度を設けることは極めて困難である。

なお、大学レベルの学問的・体系的な技術・知識を要する専門的・技術的分野の外国人受入れに当たっては、現行制度においても、学歴要件に限定せず、実務経験や資格・試験により大卒者と同等の技術・知識レベルが確認できれば入国・在留を認める仕組みとなっているが、現時点においては、農林水産省から、受入れ対象者について具体的見解が示されておらず、検討できる段階にならない（現時点で当方が有している情報では、専門的・技術的分野と評価することは困難。）。

以上